

令和6年9月10日

令和6年登米市議会定例会 9月定期議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
諮問第6号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	5
諮問第7号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6
諮問第8号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	7
諮問第9号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	8
諮問第10号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	9
報告第18号	令和5年度登米市健全化判断比率の報告について	10
報告第19号	令和5年度登米市資金不足比率の報告について	11
報告第20号	令和6年度登米市一般会計補正予算（専決第2号）に係る専決処分の報告について	12
報告第21号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について	14
報告第22号	放棄した債権の報告について	15
報告第23号	公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について	18
報告第24号	株式会社いしこしの経営状況について	19
報告第25号	登米市教育委員会の教育行政に関する点検及び評価について	20
議案第56号	令和6年度登米市一般会計補正予算（第3号）	別冊
議案第57号	令和6年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第58号	令和6年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第59号	令和6年度登米市介護保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第60号	令和6年度登米市水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第61号	令和6年度登米市下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第62号	登米市立学校設置条例の一部を改正する条例について	21
議案第63号	登米市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について	22
議案第64号	登米市児童活動センター条例の一部を改正する条例について	24

議案第 65 号	登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	25
議案第 66 号	財産の取得について	26
議案第 67 号	財産の取得について	27
議案第 68 号	財産の取得について	28
認定第 1 号	令和 5 年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について	29
認定第 2 号	令和 5 年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	30
認定第 3 号	令和 5 年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	31
認定第 4 号	令和 5 年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	32
認定第 5 号	令和 5 年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	33
認定第 6 号	令和 5 年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	34
認定第 7 号	令和 5 年度登米市水道事業会計決算認定について	35
認定第 8 号	令和 5 年度登米市下水道事業会計決算認定について	36
認定第 9 号	令和 5 年度登米市病院事業会計決算認定について	37
認定第 10 号	令和 5 年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について	38

諮問第6号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和6年9月10日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	瀬戸 栄典
住所	登米市中田町

諮問第7号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和6年9月10日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	及川 さよ子
住所	登米市中田町

諮問第8号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和6年9月10日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	佐々木 裕見子
住所	登米市豊里町

諮問第9号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和6年9月10日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	阿部 直子
住所	登米市石越町

諮問第 10 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和6年9月10日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

氏 名	西條 邦彦
住 所	登米市津山町

報告第 18 号

令和 5 年度登米市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく登米市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 10 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

(単位：%)

健全化判断比率	令和 5 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.98
連結実質赤字比率	—	16.98
実質公債費比率	9.0	25.0
将来負担比率	63.3	350.0

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、比率が算定されないため「—」を記載している。

報告第 19 号

令和 5 年度登米市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく登米市資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和6年9月10日提出

登米市長 熊谷盛廣

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
下水道事業会計	—
病院事業会計	—
老人保健施設事業会計	—
宅地造成事業特別会計	—

備考

- 1 「資金不足比率」欄において資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 資金不足比率が20%以上の場合は、経営健全化基準に該当する。

報告第 20 号

令和 6 年度登米市一般会計補正予算（専決第 2 号）に係る 専決処分の報告について

令和 6 年 8 月 1 日、令和 6 年度登米市一般会計補正予算（専決第 2 号）について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 10 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

専 決 処 分 書

令和6年度登米市一般会計補正予算（専決第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月1日

登米市長 熊 谷 盛 廣

(別冊)

報告第 21 号

損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告 について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 10 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和解内容
交通事故	令和 6 年 8 月 5 日	令和 6 年 6 月 28 日、東北歴史博物館駐車場内において、移動研修を終えた利用者を乗せるため、乗合自動車を移動していた際、公用車左側前上部を身体障がい者用駐車場屋根に接触させ、相手方建築物に損害を与えたもの	77,066 円 その余の請求を 放棄

報告第 22 号

放棄した債権の報告について

登米市債権管理条例（平成22年登米市条例第43号）第15条第1項の規定に基づき、市の債権について、下記調書のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月10日提出

登米市長 熊谷盛廣

債権放棄調書

債権放棄年月日：令和6年3月29日

債権の名称	債権放棄の事由	令和5年度の放棄した債権			備考
		人数	件数	金額	
学校給食費	第1号該当 (生活困窮)	15人	124件	485,328円	民法の改正により、令和元年度以前に発生した債権は時効2年、それ以降に発生した債権は時効5年 合計人数のうち実人数は9人
	平成18年度	1人	8件	37,000円	
	平成19年度	1人	10件	32,000円	
	平成20年度	1人	10件	38,000円	
	平成21年度	1人	12件	54,000円	
	平成22年度	1人	10件	42,500円	
	平成23年度	1人	12件	52,128円	
	平成24年度	1人	11件	25,300円	
	平成25年度	1人	12件	45,600円	
	平成27年度	1人	1件	3,800円	
	平成28年度	2人	22件	90,600円	
	平成29年度	2人	2件	7,600円	
	平成30年度	1人	10件	38,000円	
	令和3年度	1人	4件	18,800円	

	第2号該当 (免責)	3人	18件	68,400円	
	平成29年度	1人	4件	15,200円	
	平成30年度	1人	11件	41,800円	
	令和元年度	1人	3件	11,400円	
	第5号該当 (行方不明)	6人	36件	143,500円	
	平成16年度	1人	5件	18,000円	
	平成19年度	1人	9件	34,200円	
	平成20年度	1人	16件	65,000円	
	平成21年度	1人	4件	18,000円	
	平成27年度	1人	1件	4,500円	
令和元年度	1人	1件	3,800円		
合 計		24人	178件	697,228円	

債権放棄年月日：令和6年3月31日

債権の名称	債権放棄の事由	令和5年度の放棄した債権			備 考
		人数	件数	金額	
水道料金	第2号該当 (免責)	5人	14件	217,751円	民法の改正により、令和元年度以前に発生した債権は時効2年、それ以降に発生した債権は時効5年 合計人数のうち実人数は21人
	平成28年度	1人	5件	191,590円	
	令和3年度	3人	8件	24,874円	
	令和4年度	1人	1件	1,287円	
	第7号該当 (徴収停止)	21人	62件	106,884円	
	平成23年度	1人	4件	5,040円	
	平成25年度	2人	7件	8,820円	
	平成26年度	6人	21件	36,828円	
	平成27年度	5人	13件	30,996円	
	平成28年度	5人	13件	19,728円	
平成29年度	1人	2件	2,880円		
平成30年度	1人	2件	2,592円		
合 計		26人	76件	324,635円	

債権放棄年月日：令和6年3月31日

債権の名称	債権放棄の事由	令和5年度の放棄した債権			備 考
		人数	件数	金額	
病院事業 使用料	第5号該当 (行方不明)	4人	4件	167,230円	時効3年
	平成10年度	1人	1件	153,500円	合計人数のうち 実人数は3人
	平成24年度	2人	2件	12,720円	
	令和元年度	1人	1件	1,010円	
合 計		4人	4件	167,230円	

債権放棄年月日：令和6年3月31日

債権の名称	債権放棄の事由	令和5年度の放棄した債権			備 考
		人数	件数	金額	
医学生奨学 金等貸付金	第2号該当 (免責)	3人	7件	14,200,000円	時効10年
	平成22年度	1人	4件	3,600,000円	合計人数のうち 実人数1人
	平成23年度	1人	1件	3,600,000円	
	平成24年度	1人	2件	7,000,000円	
合 計		3人	7件	14,200,000円	

報告第 23 号

公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人登米文化振興財団の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和6年9月10日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

報告第 24 号

株式会社いしこしの経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社いしこしの経営状況を別冊のとおり報告する。

令和6年9月10日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

報告第 25 号

登米市教育委員会の教育行政に関する点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により、登米市教育委員会の教育行政に関する点検及び評価の結果を別冊のとおり報告する。

令和6年9月10日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

議案第 62 号

登米市立学校設置条例の一部を改正する条例について

登米市立学校設置条例（平成17年登米市条例第77号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年9月10日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市立学校設置条例の一部を改正する条例

登米市立学校設置条例（平成17年登米市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表中

「

米谷小学校	登米市東和町米谷字越路 75 番地
錦織小学校	登米市東和町錦織字山居沢 15 番地
米川小学校	登米市東和町米川字東綱木 31 番地

を

」

「

東和小学校	登米市東和町米谷字細野 35 番地
-------	-------------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 63 号

登米市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について

登米市障害児就学指導委員会条例（平成17年登米市条例第244号）の一部を次のように改正するものとする。

令和6年9月10日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例

登米市障害児就学指導委員会条例（平成17年登米市条例第244号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

登米市障害児就学支援委員会条例

第1条第1項中「就学指導に」を「就学支援に」に、「登米市障害児就学指導委員会」を「登米市障害児就学支援委員会」に、「指導委員会」を「支援委員会」に改め、同条第2項中「指導委員会」を「支援委員会」に改める。

第2条第1項、第4条第1項及び第2項、第5条並びに第6条第1項中「指導委員会」を「支援委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に登米市障害児就学指導委員会（以下「旧委員会」という。）の委員である者は、改正後の登米市障害児就学支援委員会条例（以下「新条例」という。）第2条第2項の規定により登米市障害児就学支援委員会（以下「新委員会」という。）の委員に任命されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、旧委員会の委員としての残任期間に相当する期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧委員会の委員長又は副委員長の職にある者は、新条例第4条第1項の規定により新委員会の委員長又は副委員長に互選されたものとみなす。

す。

(登米市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 登米市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年登米市条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

別表中

障害児就学指導 委員会	会長	を	「	障害児就学支援 委員会	委員長	に
	委員				委員	

改める。

議案第 64 号

登米市児童活動センター条例の一部を改正する条例について

登米市児童活動センター条例（平成20年登米市条例第3号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年9月10日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市児童活動センター条例の一部を改正する条例

登米市児童活動センター条例（平成20年登米市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表米谷児童活動センターの項を次のように改める。

東和児童活動センター	登米市東和町米川字六反55番地1
------------	------------------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 65 号

登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例（平成27年登米市条例第42号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年9月10日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例（平成27年登米市条例第42号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

第1条中「及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報情報の提供」を削る。

第3条中「及び特定個人情報情報の提供」を削る。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

別表第1の4の項を削る。

別表第2の1の項中「生活保護法」を「生活保護法（昭和25年法律第144号）」に改め、同表の4の項を削る。

別表第3を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 66 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年9月10日提出

登米市長 熊谷盛廣

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 行政情報機器購入（内部情報系・ノート型PC） |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 61,860,920円 |
| 4 契約の相手方 | 宮城県登米市迫町佐沼字中江三丁目5番地1
株式会社 ヤマサ
代表取締役 佐藤 政寛 |

議案第 67 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年9月10日提出

登米市長 熊谷盛廣

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 登米市立学校校務系パソコン購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 35,575,980円 |
| 4 契約の相手方 | 宮城県登米市迫町佐沼字中江四丁目13番地3
有限会社 川内事務機
代表取締役 猪股 育夫 |

議案第 68 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年9月10日提出

登米市長 熊谷盛廣

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 災害対応特殊救急自動車購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 29,117,000円 |
| 4 契約の相手方 | 宮城県登米市中田町石森字本町38番地1
日産プリンス宮城販売株式会社 中田店
店長 佐々木 真一 |

認定第1号

令和5年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度登米市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月10日提出

登米市長 熊谷盛廣

認定第2号

令和5年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月10日提出

登米市長 熊谷盛廣

認定第3号

令和5年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月10日提出

登米市長 熊谷盛廣

認定第4号

令和5年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月10日提出

登米市長 熊谷盛廣

認定第5号

令和5年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月10日提出

登米市長 熊谷盛廣

認定第6号

令和5年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月10日提出

登米市長 熊谷盛廣

認定第7号

令和5年度登米市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度登米市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月10日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

認定第8号

令和5年度登米市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度登米市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月10日提出

登米市長 熊谷盛廣

認定第9号

令和5年度登米市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度登米市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月10日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

認定第 10 号

令和 5 年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度登米市老人保健施設事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月10日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

